

北海道過疎地域自立促進方針

平成28～32年度

北海道

目 次

○ はじめに	1
1 基本的な事項	3
(1) 過疎地域の現状と問題点	3
(2) 過疎地域自立促進の基本的な方向	7
(3) 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連	7
2 産業の振興	12
(1) 産業振興の方針	12
(2) 農林水産業の振興	13
(3) 地場産業の振興	16
(4) 企業の誘致対策	17
(5) 起業の促進	18
(6) 商業の振興	18
(7) 観光の振興	18
(8) 省エネルギーの促進及び新エネルギーの開発・導入	19
(9) 港湾施設の充実	20
3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	21
(1) 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の方針	21
(2) 道路の整備	22
(3) 農道、林道及び漁港関連道の整備	22
(4) 多様な交通確保対策	23
(5) 情報化の推進	24
(6) 地域間交流の促進	25
4 生活環境の整備	26
(1) 生活環境の整備の方針	26
(2) 水道、下水処理施設等の整備	26
(3) 消防施設及び救急業務の充実	27

5	高齢者等の保健・福祉の向上及び増進	28
(1)	高齢者等の保健・福祉の向上及び増進の方針	28
(2)	高齢者の保健・福祉の向上及び増進を図るための対策	28
(3)	その他の保健・福祉の向上及び増進を図るための対策	29
6	医療の確保	30
(1)	医療の確保の方針	30
(2)	無医地区対策	30
(3)	特定診療科目に係る医療確保対策	30
(4)	体系的な医療提供体制の整備	31
7	教育の振興	32
(1)	教育の振興の方針	32
(2)	小・中学校の教育施設等の整備	32
(3)	集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備	33
8	地域文化の振興等	33
(1)	地域文化の振興等の方針	33
(2)	地域文化の振興等に係る施設の整備等	34
9	集落の整備	34
(1)	集落整備の方針	34
(2)	集落整備の対策	35
○	資料	36

はじめに

1 過疎地域自立促進特別措置法の一部改正

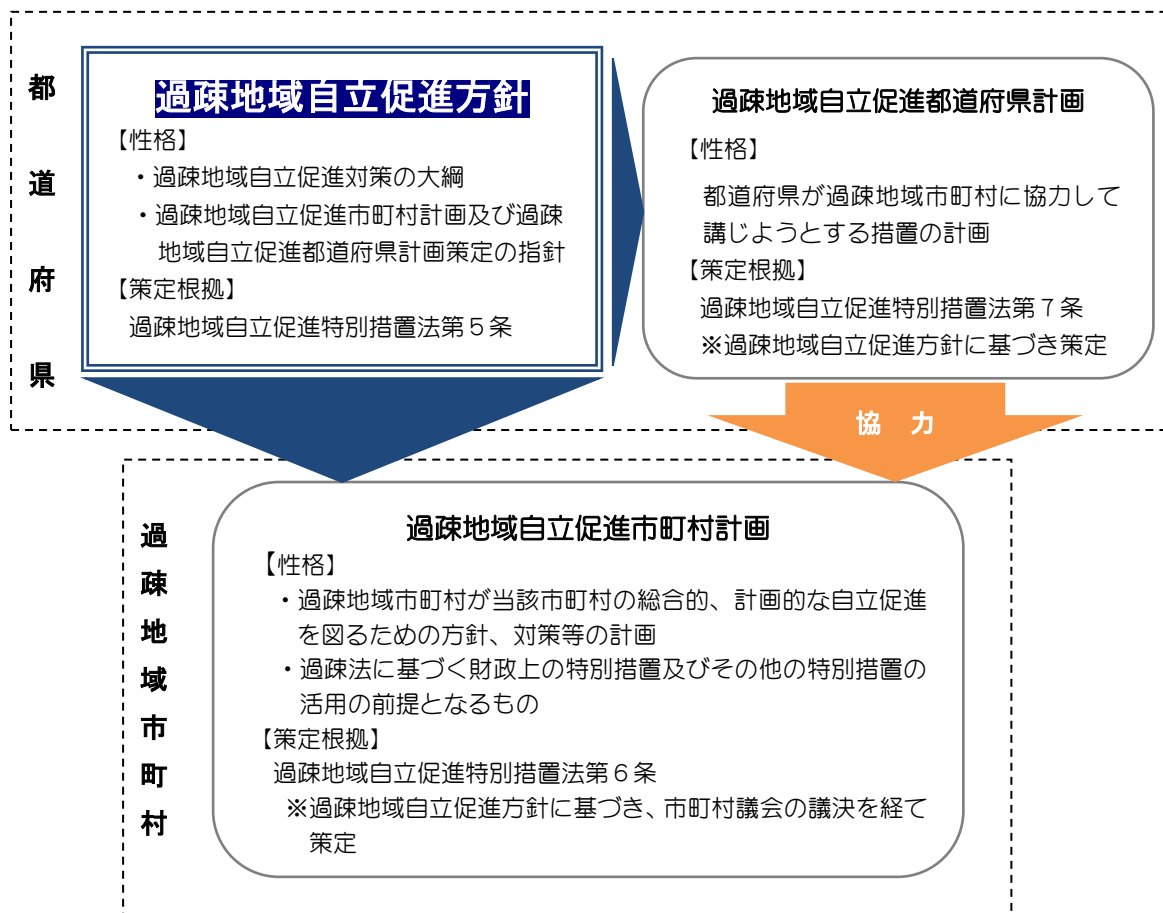
過疎地域対策については、昭和 45 年に過疎地域対策緊急措置法が 10 年間の時限立法として制定されて以来、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）に至るまで、これまで、約 40 年にわたり特別措置が講じられてきました。

しかし、過疎地域においては、人口減少に歯止めがかからず、基幹産業である農林水産業の低迷、身近な生活交通の不足、地域医療の危機、高齢化が進む集落の機能の低下など、依然として厳しい状況にあることから、平成 22 年及び平成 24 年の法改正により、法期限を平成 32 年度まで延長するとともに、平成 26 年には過疎地域の指定要件の追加、過疎対策事業債の拡充を内容とする一部改正法が施行されました。

2 北海道過疎地域自立促進方針策定の趣旨

北海道過疎地域自立促進方針は、過疎地域自立促進特別措置法第 5 条の規定に基づき、道の過疎地域自立促進対策の大綱を示すとともに、市町村が過疎地域自立促進市町村計画を定める際の指針及び道が過疎地域市町村に協力して講じようとする措置の計画を定める際の指針として策定するものです。

方針と計画の性格と相互の関係



3 北海道過疎地域自立促進方針の期間

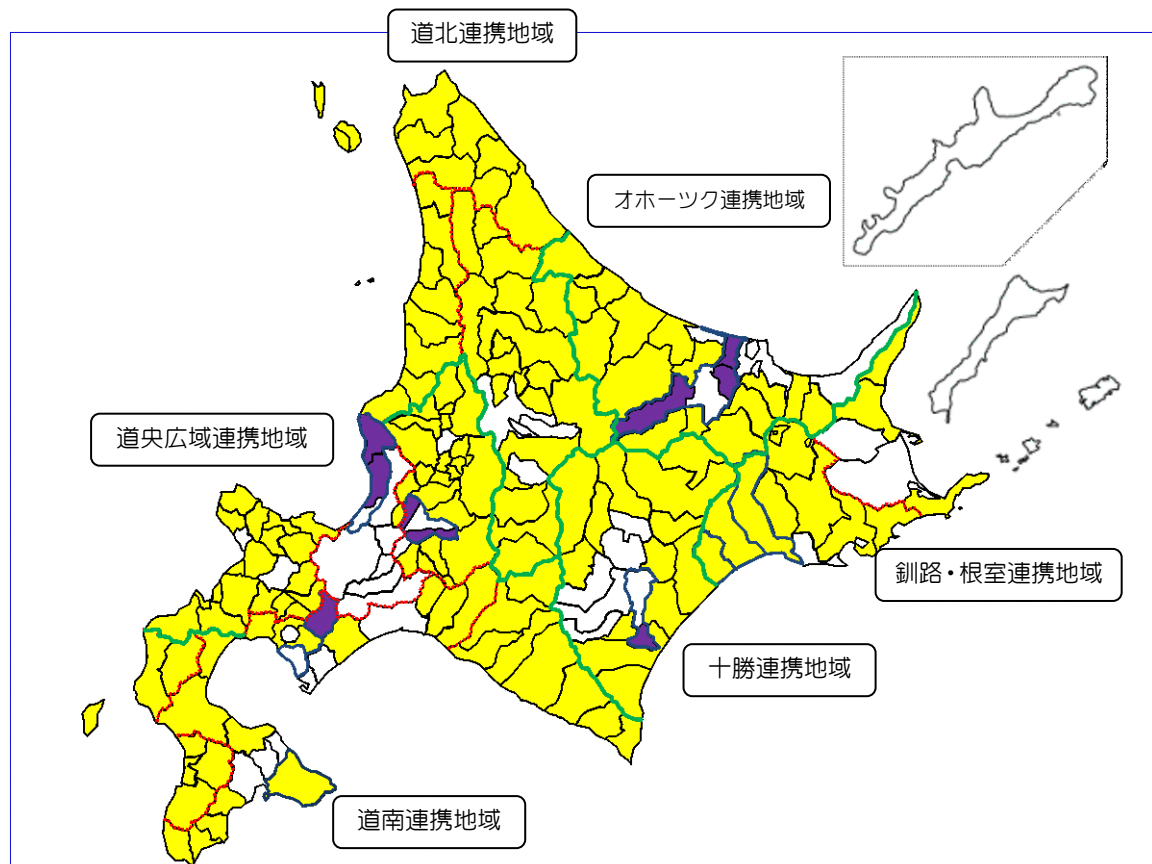
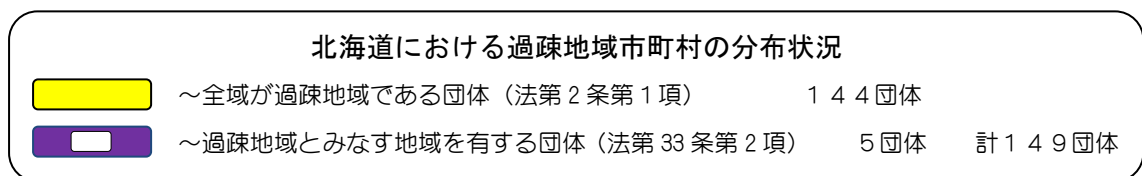
平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 か年間

4 推進管理体制

この方針に定める過疎地域自立促進対策については、全庁横断的に組織する地域政策推進会議を中心に、過疎対策に関する協議や調整、別に定める北海道過疎地域自立促進計画に関する実績把握など、適切な推進管理に努めます。

5 過疎地域の分布状況

過疎地域自立促進特別措置法第 2 条の規定に基づき公示された本道における過疎地域市町村の数は、平成 27 年 4 月 1 日現在、149 団体（市：22 団体、町：114 団体、村：13 団体）となっており、札幌市を中心とする道央の地域や旭川市、帯広市とその周辺地域などを除き、道内に広く分布しています。



北海道過疎地域自立促進方針

1 基本的な事項

(1) 過疎地域の現状と問題点

ア 概況

本道における過疎地域は、面積が広大であり、人口密度が希薄であるが、豊かな自然環境に恵まれ、それぞれの地域において固有の歴史や文化などを育んできています。

しかしながら、若年層を中心とする都市部への人口の流出や高齢化の急速な進行、基幹産業の低迷、地域社会や産業の担い手不足などを背景として、地域社会の活力の低下が懸念される状況にあります。

◇ 本道の全市町村数に占める過疎地域市町村数の割合は 83.2%となっており、全国の全市町村数に占める過疎地域市町村数の割合(46.4%)を大きく上回っています。

◇ 本道の総人口に占める過疎地域市町村の人口の割合は 31.2%、本道の総面積に占める過疎地域市町村の面積の割合は 78.4%となっており、また、人口密度は 26.3 人と、全道平均の 70.2 人と比較して 2分の1以下となっています。

◇ 本道の過疎地域市町村における財政力指数の平均(平成 23 年度～平成 25 年度)は 0.20 となっており、全道平均の 0.25 を下回り、財政基盤が脆弱であることを示しています。

市町村数、人口、面積等の概況

区 分	市町村数		人口 (H22国勢調査)		面積 (H22国土地理院調)		人口密度 人口/面積 (人)	
	(団体)	割合	(千人)	割合	(km ²)	割合		
全道	過疎地域	149	83.2	1,720	31.2	65,428	78.4	26.3
	全市町村	179	-	5,506	-	83,457	-	70.2
全国	過疎地域	797	46.4	11,355	8.9	221,911	58.7	51.2
	全市町村	1,718	-	128,057	-	377,950	-	343.4

注1) 市町村数は、平成27年4月1日現在の団体数を示す。

注2) 人口密度は、国勢調査の対象から除外された地域の面積を除いて算出。

注3) 割合は、全市町村に占める過疎地域市町村の割合(%)を示す。

イ 人口の動向

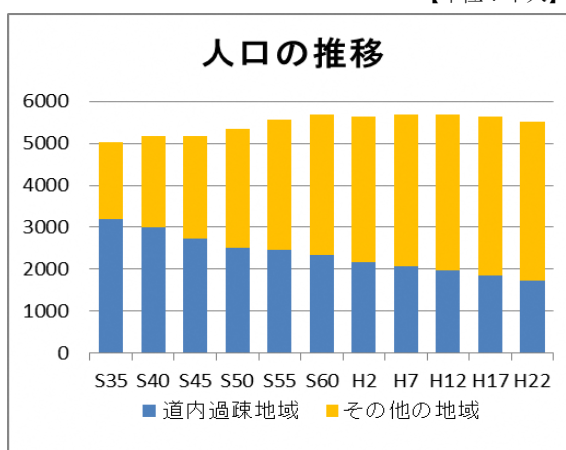
本道の過疎地域における人口の動向は、昭和30年代後半における経済の高度成長に伴う都市部への人口流出、産業基盤・社会生活基盤の整備の遅れなど全国的な共通要因のほか、エネルギー事情の変化に伴う石炭鉱業の構造調整や日本海漁業の不振、戦後開拓入殖者の離農などを背景に昭和50年まで著しい減少となっており、その後、社会経済情勢の変化に伴い、一時的に鈍化傾向にあったものの、昭和35年以降、一貫して減少傾向にあります。

◇ 昭和35年から平成22年までの間における人口の推移をみると、全道の総人口は平成7年をピークに減少傾向に転じ、過疎地域では一貫して減少傾向を示しています。

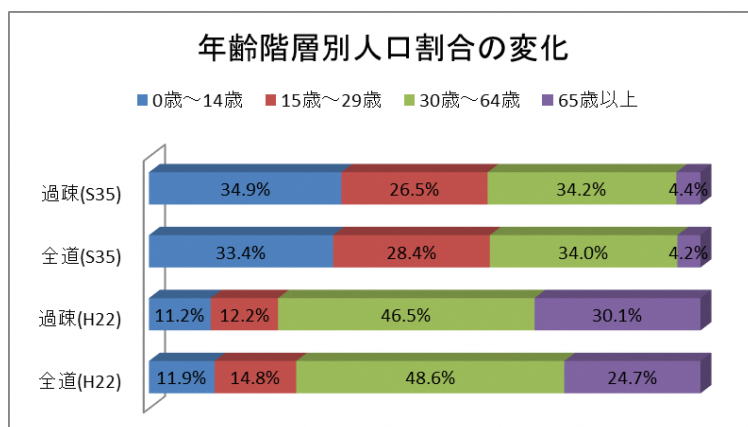
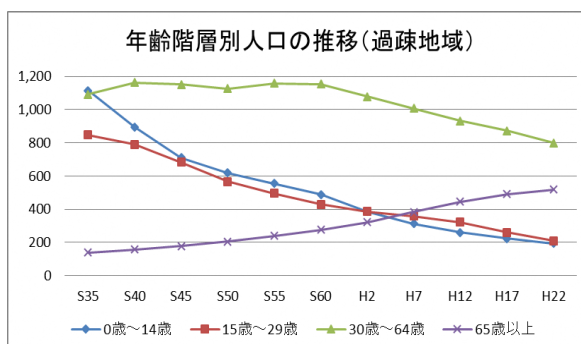
◇ 全道の総人口に占める過疎地域人口の割合は、昭和35年では63.4%であったのに対し、平成22年度では31.2%と大幅に低下しており、過疎地域から札幌圏など都市部への人口流出の傾向を示しています（資料1参照）。

◇ 年齢階層別人口の推移をみると、29歳以下の人口が著しく減少しているのに対し、65歳以上の人口では引き続き増加の傾向を示しているなど、全体に占める高齢者の割合が、近年、急速に高くなっており、高齢化の進行と若年者の流出などによる年齢構成の偏りが顕著になっています（資料1及び2参照）。

【単位：千人】



【単位：千人】



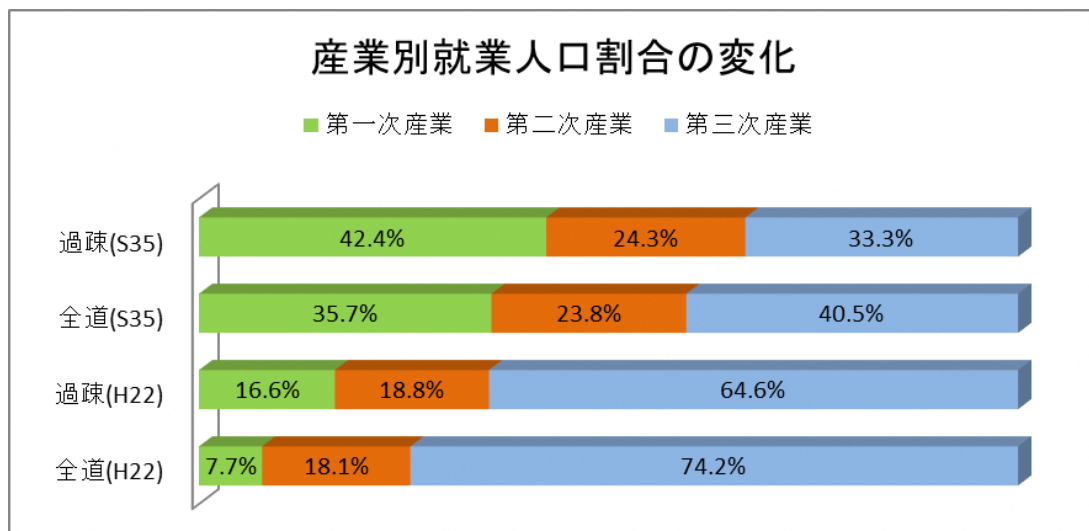
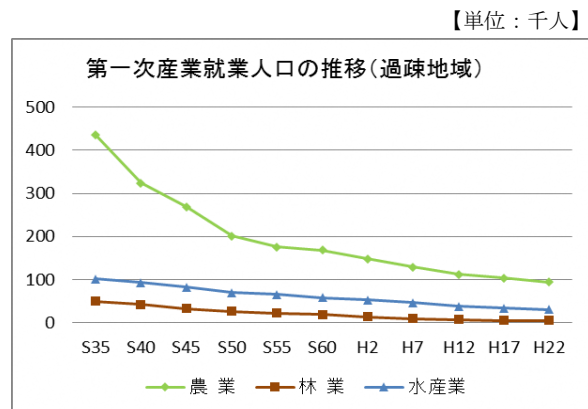
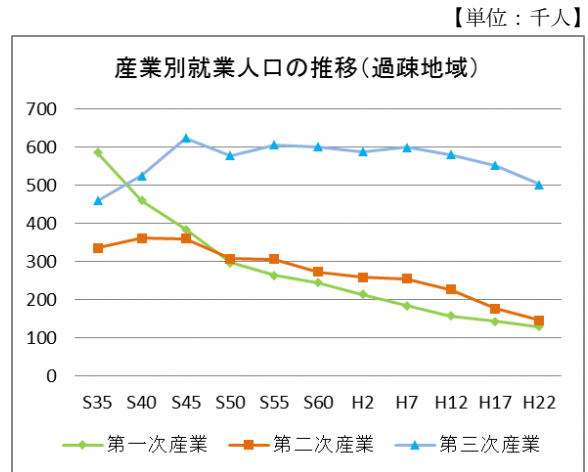
ウ 就業者数の動向

本道の過疎地域における就業者数は、総人口の減少に伴って減少傾向にあり、後継者不足や就業者の高齢化などを背景に、特に第一次産業就業人口の減少が顕著になっています（資料3参照）。

◇ 第一次産業は、昭和35年から平成22年までの間に農業就業者が約4分の1にまで大幅に減少していますが、平成22年における産業別就業人口の構成比を全道と比較すると2倍を越えており、第一次産業が依然として地域の重要な産業としての位置を占めています。

◇ 第二次産業は、炭鉱の閉山に伴い鉱業就業者が大幅に減少していますが、建設業及び製造業では、昭和35年以降、ほぼ横ばいで推移しています。

◇ 第三次産業は、昭和35年以降、ほぼ横ばいで推移していますが、第一次産業就業人口の大幅な減少に伴い、全体に占める第三次産業就業人口の割合が高くなっています。



エ 過疎対策の成果

過疎対策については、これまで過疎地域対策緊急措置法、過疎地域振興特別措置法、過疎地域活性化特別措置法及び過疎地域自立促進特別措置法に基づき、国の支援を受けながら、道、市町村が一体となって、産業振興、生活環境の整備など過疎地域の活性化や自立促進を図るとともに、住民福祉の向上、雇用増大、地域間格差の是正に向けて総合的・計画的な対策を講じてきたところであり、本道の過疎地域においては、人口減少率が一時的に鈍化するとともに、道路や生活環境施設等の公共施設の整備が着実に進んでいます。

一方で、国内外の経済社会情勢の変化により、農山漁村を中心とする過疎地域においては、一定の収入が確保できる雇用の場が減少してきたこと、医療など生活を支えるサービス水準の維持が難しくなってきたことなどから、依然として人口減少が続いているほか、地域の自主的な取組を支える社会基盤の整備についても、全国との格差が残されています。

このため、今後も引き続き過疎対策を講ずる必要がありますが、過去に建設した公共施設の老朽化や人口減少等による利用需要の変化が見込まれることから、既存ストックの有効活用や施設の更新・統廃合などを計画的に推進するほか、人材の確保・育成などソフト対策事業の充実を図る必要があります。

<過疎対策事業 実績額>

○ 過疎地域対策緊急措置法	(昭和 45 年度～昭和 54 年度)
道 分	6, 280 億円
市町村分	7, 430 億円
合 計	1 兆 3, 710 億円
○ 過疎地域振興特別措置法	(昭和 55 年度～平成 元年度)
道 分	1 兆 3, 530 億円
市町村分	1 兆 4, 830 億円
合 計	2 兆 8, 360 億円
○ 過疎地域活性化特別措置法	(平成 2 年度～平成 11 年度)
道 分	2 兆 3, 440 億円
市町村分	2 兆 8, 930 億円
合 計	5 兆 2, 370 億円
○ 過疎地域自立促進特別措置法	(平成 12 年度～平成 25 年度)
道 分	2 兆 3, 641 億円
市町村分	2 兆 9, 645 億円
合 計	5 兆 3, 286 億円

(2) 過疎地域自立促進の基本的な方向

～住民の安全・安心な暮らしの確保と、豊富な資源や潜在力を生かした
個性豊かで活力に満ちた持続可能な地域社会の構築～

本道の多くの過疎地域においては、依然として若年層を中心とする人口の流出、高齢化の急速な進行、基幹産業の低迷、地域社会や産業を支える担い手不足など、多くの課題を抱えています。その一方で、国内有数の生産量を誇る農水産物、清浄な水と空気、四季の変化が鮮明な気候、雄大な自然や美しい景観、地域固有の文化、環境負荷の少ないクリーンエネルギーなど多様な資源に恵まれており、地域社会の自立に向けた大きな潜在力と可能性を持っています。

こうした過疎地域の公益的、多面的機能を一層発揮していくため、今後の過疎地域自立促進対策については、本道を取り巻く厳しい現状や人口減少に伴う地域の変化に的確に対応するとともに、新しい北海道総合計画や北海道創生総合戦略などとの整合性に留意し、地域資源の活用を図りながら、産業や生活に関わる基盤整備等による格差是正のほか、身近な生活交通の確保、医療対策、集落の維持・活性化対策、人材の育成・確保への支援などの様々な施策を、行政・地域コミュニティ・NPO・企業など、多様な主体の協働・連携により展開し、個性豊かで活力に満ちた持続可能な地域づくりを進めます。

(3) 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連

本道は、広大な土地に、機能の集積した都市や人口が分散する「広域分散型」の地域構造で、気候風土や歴史文化、産業展開などが異なる特色ある地域からなっています。

こうした地域においては、経済社会状況の変化により、中心市街地の衰退や地域活力の低下、産業の低迷などが懸念されており、また、地方財政が一層厳しさを増し、投資余力の低下が懸念される状況にあるなど、様々な課題を抱えています。

このような状況の下で、地域の活力を維持し持続可能な地域社会を実現していくためには、農山漁村地域における農林水産業の安定的な展開や、農林水産業と製造業や観光産業などの広域的な連携による力強い地域経済の構築、日常生活に必要なサービス、高度な医療や教育などのサービスの享受、交通や情報ネットワークの整備による交流や物流の利便性の向上など、地域に根ざした政策を展開することが必要です。

こうしたことから、新しい北海道総合計画では、人口規模が一定以上で、行政をはじめ経済、医療、教育、文化などの面で高度な都市機能をもつ札幌市、函館市、旭川市、釧路市、帯広市及び北見市を「中核都市」と位置づけ、これらの中核都市を拠点とする、6つの計画推進上のエリアを「連携地域」として設定し、それぞれの連携地域において、「連携地域別政策展開方針」を策定し、地域に根ざした政策を展開しています。

過疎地域自立促進対策についても、これらの施策との整合を図るとともに、各分野における広域計画や各施策相互間の有機的関連に配慮するとともに、地域の特色や発展の可能性を生かし、地域の活力を高め、都市と農山漁村がともに発展し、安心して生活できる地域づくりを進めます。

ア 道央広域連携地域

連携地域市町村の81.4%に当たる57市町村が過疎地域となっており、札幌市とその周辺や太平洋沿岸地域の一部などを除き、旧産炭地域や日本海沿岸地域、内陸の稲作地域を中心に広く分布しています。

産業は、石狩川流域の稲作をはじめ畑作、野菜・果樹、畜産、軽種馬など多様な農業が展開されているほか、日本海地域ではスケトウダラやホッケ、太平洋地域ではホタテ養殖やコンブ漁業などが主体となっていますが、経営の安定化や担い手の確保、水産資源の減少や経費の増大など多くの課題を抱えています。

また、札幌市を中心にIT関連・バイオの先端技術産業の集積が進んでいるほか、室蘭市、苫小牧市などを中心に鉄鋼、石油精製、自動車関連産業などが集積しており、ものづくり産業の集積促進や新産業の創出、北海道フードコンプレックス国際戦略総合特区の活用などによる産業拠点の形成が求められています。

観光の面では、近年はアジアなど海外からの観光客も増えており、多様な観光ニーズに対応した魅力ある観光地づくりや広域観光ルートの形成、海外観光客の受入体制の整備などが求められています。

主な施策の展開方向

- 本道経済をリードする産業の活性化
- 地域の特色を生かした多種多様な農林水産業の展開
- 環境と調和した低炭素・循環型社会の形成
- 多彩な地域資源を活用した観光の振興
- 地域固有の文化や歴史の継承・活用
- 安心して住みよいまちづくりの推進
- 交流を支える基盤整備の促進

イ 道南連携地域

連携地域内市町の83.3%に当たる15市町が過疎地域となっており、一部を除くほぼ全域に分布しています。

産業は、稲作、畑作、野菜、酪農、畜産などの農業、ホタテ、コンブ、イカ、スケトウダラなどの漁業、トドマツ、スギなどを主体とした林業・木材産業、水産加工業や電子部品製造業、造船業などの製造業、歴史、文化、自然などを生かした観光産業等が展開されていますが、担い手の減少や高齢化、木材需要や木材価格の低迷、磯焼け対策や海域の特性にあった魚種の増養殖などが課題となっています。

観光の面では、新幹線の開業効果を最大限に高めるため、地域全体が連携した取組をいかに発展させていくかが、課題となっています。

地域内の市町は、渡島半島の海岸沿いに点在していることから、市町間を連絡する道路は、海岸線沿いや山間部を通る路線が多く、高波や土砂崩れなど自然災害による影響を受けやすいことから、都市部との移動時間の短縮のほか、代替ルートの確保や防災対策が課題となっています。

主な施策の展開方向

- 北海道新幹線を生かした地域づくり
- 特色ある地域産業の展開
- 地域資源などを活用した新産業の創出
- 地域に根ざした観光・文化の振興
- 快適で安心して暮らせる地域社会の形成
- 環境と調和した地域づくり
- 国内外との交流促進と交通・情報ネットワークの形成

ウ 道北連携地域

連携地域市町村の90.2%に当たる37市町村が過疎地域となっており、中核となる旭川市とその周辺を除き、圏域全体に分布しており、6連携地域の中では最も高い比率となっています。

産業は、稲作、野菜、果樹、酪農などの農業、ホタテ、サケ、コンブ、ナマコ、エビ、ホッケなどの漁業、豊富な森林資源を背景とした林業や製紙・製材・家具製造業、水産加工品を中心とした食料品製造業、自然公園などの地域資源を生かした観光産業などが展開されていますが、農水産物の安定供給や付加価値向上、生産性の向上、販路の拡大のほか、磯焼けやトド被害への対応、担い手不足が課題となっています。

本道林業の中心的な地域であり、多くの木材関連企業が立地していますが、天然林資源の減少、木材需要・価格の低迷などにより、経営は厳しい状況となっています。

観光の面では、雄大な自然や恵まれた農林水産資源を生かした通年・滞在型の観光の推進が課題となっています。

また、広大な面積に分散する地方都市や農山漁村、離島などの地理的条件を有していることから、交通・情報ネットワークの整備が大きな課題となっています。

主な施策の展開方向

- 地域特性を生かした産業振興
- 多様な魅力あふれる観光の振興
- 環境と調和した、安全・安心な地域づくり
- 離島地域の振興
- 暮らしや産業を支える交通・情報ネットワークの形成

エ オホーツク連携地域

連携地域市町村の88.9%に当たる16市町村が過疎地域となっており、網走市などを除き、圏域全体に分布しています。

産業は、小麦、てん菜、馬鈴しょを基幹作物とする畑作や畜産を主体とする農業、ホタテ、サケなどの漁業、カラマツを主体とした林業・木材産業、地域資源を活用した食料品などの製造業、世界遺産に登録された知床や国内唯一の流氷地帯を生かした観光産業等が展開されていますが、農地の排水対策の計画的な実施や、畑作における適正な輪作体系の確立、森林の有する公益的機能の発揮や将来的な資源の保続に向けた、森林資源の適切な管理体制の確立が課題となっています。

観光の面では、知床や流氷に代表される自然環境と観光の調和や、多様なニーズに応じた、通年・滞在型の観光地づくりが課題となっています。

交通網は、JR 石北線が高速化されていないことなどから、道路への依存度が高く、高速交通ネットワークの形成に向けた自動車道の早期整備が課題となっています。

主な施策の展開方向

- オホーツクの統一イメージの形成・発信による地域ブランドの確立
- 豊富な農林水産資源を生かした地域産業の展開や産業集積の促進
- 知床など特色ある自然を生かした環境と調和する観光の展開
- 地域の特性を踏まえた環境重視型社会の形成
- 景観、気候などの特性を生かしたオホーツクらしい文化・スポーツの創造
- 安心して暮らせる地域社会の形成
- 地域防災体制や防災施設の整備
- 暮らしや産業を支える交通・情報ネットワークの形成

オ 十勝連携地域

連携地域内市町村の 73.7%に当たる 14 市町村が過疎地域となっており、6 連携地域の中では最も低い比率となっています。

大規模な畑作と酪農を主体とした農業を中心に、カラマツを主体とした林業・木材産業、サケ、シシャモ、スケトウダラなどの漁業、農畜産加工を中心とした製造業、温泉やアウトドア体験、食のイベントなどを生かした観光事業などが展開されており、特に農業においては、農業生産力の維持・強化や地域での付加価値づくり、資源循環型農業の推進による低コスト化などが課題となっています。

また、製造業においても、農産物を利用した食料品製造業や農業機械製造業が主となっていますが、新商品の開発や製品の高付加価値化とともに、海外も視野に入れた販路拡大が課題となっています。

観光の面では、広大な田園風景と大雪山系や日高山脈など周辺の雄大な景観に恵まれています。観光資源が点在しており、日帰りや通過型観光が主体で、夏季に集中するなどの課題を抱えています。

道路は、帯広市を中心とした広域分散型の当地域において重要な要素となっており、空港・港湾とのアクセス強化や、道央や釧路・根室、オホーツクとのネットワーク形成の観点から、高速交通ネットワークの整備が求められています。

主な施策の展開方向

- たくましい農林水産業の展開
- 創造性あふれる産業の推進
- 地域資源をネットワーク化した観光の振興と交流の促進
- いきいき暮らせる地域社会の形成
- 地球環境に配慮した持続的社会的形成
- 地域の資源を生かした再生可能エネルギー等の普及
- 「減災」を基本とした災害に強い地域づくり
- 生命（いのち）と暮らしを守り我が国の食料供給と産業を支える交通・情報ネットワークの形成

カ 釧路・根室連携地域

連携地域市町村の76.9%に当たる10市町村が過疎地域となっており、中標津町などを除き、圏域全体に分布しています。

食料の安定供給に大きな役割を果たしているこの地域の産業は、酪農を中心とした農業、サケ・マス、サンマ、タラ、スケトウダラ、シシャモ、コンブ、カニ、カキなどの漁業、トドマツ、カラマツなどを主体とした林業、食料品、紙・紙加工品、飲料・飼料などの製造業のほか、知床、阿寒、釧路湿原など魅力ある資源を生かした観光産業等が展開されていますが、農業においては、飼料自給率の向上や経営体質、担い手対策の強化が課題となっているほか、エゾシカによる農林業被害への各種対策が課題となっており、水産業においては、国際的な漁業規制の強化や資源水準の低下など厳しい経営環境にあり、資源管理型漁業や栽培漁業の推進による資源の維持増大、担い手の育成確保などが課題となっています。

観光の面では、知床世界自然遺産などの雄大な自然、酪農や漁業といった地域資源を生かした産業、豊富な食資源などを活用した体験観光が盛んな地域ですが、広域観光や教育旅行誘致の促進、受入体制の整備等が課題となっています。

交通の面では、道央地域などの経済活動の中心から遠隔地にあり、また地域内においても広大で都市間距離が大きいことから、道路は生活の利便性や物流、救急医療搬送に重要な役割を果たしており高速交通ネットワークの整備が求められています。

主な施策の展開方向

- 安全・安心で良質な農水産物の供給と地域ブランドづくり
- 豊富な農水産資源などを生かした産業の集積の促進
- 豊かな自然環境の保全とその利活用の推進
- 知床や湿原など豊かな自然環境と地域の食材を生かした観光地づくり
- 北方領土の早期返還に向けた情報発信・交流の推進
- 災害に強く安心で心豊かなまちづくりの推進
- 暮らしや産業を支える交通・情報ネットワークの形成

2 産業の振興

(1) 産業振興の方針

ア 現状と問題点

本道経済は、消費税率の引き上げ、電気料金の再値上げに加え、円安による原材料価格の高騰など、厳しい環境にあります。最近の円安傾向の継続や国際航空便の就航などを背景に平成 27 年度の訪日外国人来道者数は、過去最高となった平成 26 年度を上回るペースで増加しているほか、有効求人倍率の上昇や完全失業率の低下など雇用環境も改善されつつあることから、全体としては緩やかに持ち直しつつあるものの、個人消費や生産活動の一部に弱さは見られ、道内景気の先行きは予断を許さない状況が続いています。

また、本道は、豊富な農林水産資源や観光資源を活かした 1 次産業や 3 次産業で強みを有しており、近年では、ものづくり分野での裾野が広い自動車産業の集積が進みつつあるものの、依然として①従来型の公共投資をはじめとする公的需要への依存度が高いこと、②全国に比べて産業全体に占める製造業の比率が低く、とりわけ我が国経済の発展を支えてきた加工組立型工業の割合が低いこと、また、③域際収支は移輸入が移輸出を上回る入超の状態が続いていること、などの経済産業の構造的な課題があります。

現 状 と 問 題 点

【農林水産業】

- 貿易自由化交渉の進展など国内外の環境変化による、所得水準の低迷
- 担い手の高齢化、将来の不透明感や不安感による次世代の担い手不足
- 力強い経営体質の確立と強化
- 農林水産業や観光など地域産業の振興と雇用の維持・拡大による人口減少問題への対策

【地場産業】

- 既存市場の成熟化、消費者ニーズの多様化、技術革新やグローバル化の進展による売上の減少や競争の激化
- 中小・小規模企業が多く経営基盤が脆弱

【観光】

- アジアからの外国人観光客の増加
- 旅行目的の多様化や旅行形態の変化

イ 今後の方針

本道経済の活性化に向けては、基幹産業である農林水産業の振興に加え、本道の強みである食や観光などの分野において、旺盛な海外からの需要を取り込むとともに、こうした取組を支える産業の底上げを図るため、地域や企業が持てる資源を最大限活用し、人財、地域、知・技術、健康長寿、環境・エネルギーなどの 5 つの戦略分野で地域産業の強化に向けた取組を推進します。

(2) 農林水産業の振興

ア 農業

本道の農業・農村は、安全・安心で良質な食料の安定的な生産・供給をはじめ、国土や環境保全、美しい景観の形成など多面的な機能を発揮するとともに、食品加工や観光など幅広い産業と結び付き、地域経済を支える基幹産業として重要な役割を担っています。

しかしながら、農家戸数の減少や高齢化、付加価値率の低い産業構造、全国を上回る人口減少の進行など、厳しい状況に直面しています。

このような状況を踏まえ、北海道の持つ「3つの価値（力）」を最大限に引き出す施策を展開する中で、地域の経済・社会を支える農業と活力ある農村の形成を図ることとします。

①「基本価値（生産力）」の強化

日本の食を支える持続的な農業の実現

②「付加価値（競争力）」の創出

農業の付加価値向上と関連産業の発展による所得と雇用の創出

③「多面的価値（地域力）」の発揮

農業・農村の多面的機能の発揮や農村集落の活性化

主 な 施 策

【安全・安心な食料の安定供給】

- 安全な食品づくりと適切な情報提供
- 食育などを通じた消費者と生産者との結び付きの一層の強化
- 食料自給率向上への貢献

【農業の持続的発展】

- 需要に応じた生産及び新たな需要の拡大
- 効率的・安定的な生産・流通システムの確立
- 飼料自給率の向上
- 農業生産資材の安定供給と価格安定
- エゾシカなど鳥獣による農業被害防止対策の推進
- 新品種や新技術の開発とその普及

【環境と調和した農業の推進】

- クリーン農業などの積極的な推進
- 地域バイオマス資源の利活用の推進
- 農業・農村の多面的機能の発揮

【農業生産や地域活動を担う多様な人づくり】

- 新規就農（希望）者の就農促進及び育成システムの整備
- 女性や高齢者の活躍できる環境づくり

【地域農業を支えるシステムづくり】

- 地域農業を担う経営体の育成
- 持続的な農業経営の展開と農業所得の向上
- 地域農業支援システムの整備

【農業生産を支える基盤づくり】

- 農業生産基盤の保管理と農業生産力の強化に向けた整備の推進

【優良農地の適切な利用の推進】

- 優良農地の確保
- 中核的な担い手への利用集積の推進
- 農地の集団化など効率的な農地利用の推進

【農業を核とした地域の個性豊かな産業展開】

- 農業の6次産業化の加速、食の総合産業の確立及び新たな需要の創造
- 都市と農村の交流の促進

【快適で魅力ある生活の場づくり】

- 安全で快適な生活環境の整備

イ 林業

本道の森林は我が国の森林面積の約4分の1を占め、国内で最も森林資源に恵まれた地域です。森林は国土の保全や水源の涵養、生活環境の保全などの多面的な機能を有しており、地球温暖化の防止や生物多様性の保全など地球規模の環境問題に対しても大きな役割を果たしています。

一方、道内のカラマツやトドマツなどの人工林資源が本格的な利用期を迎えており、建築資材はもとより、土木資材や木質バイオマス燃料など、様々な分野での利用が広がっています。

こうした中、適切な森林整備を着実に進めるとともに、その際に産出される木材を有効に活用し、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進め、林業・木材産業を成長産業として一層発展させていくことが重要です。

また、道では、子どもをはじめとするすべての人が「木とふれあい、木に学び、木と生きる」取組である木育を道民運動として推進しており、今後も木育を通じた森林づくりや木材利用に対する理解を深めていく必要があります。

こうした状況を踏まえ、発揮すべき機能に応じて森林を区分し、適切な森林管理のもと地域の特性に応じた森林の整備及び保全を進めるとともに、森林資源の循環利用を進めることにより、持続的で健全な林業及び木材産業等の振興を図ります。

また、道民との協働による森林づくりに向けて、木育の理念を基本とした森林づくりや木材利用に対する道民の理解及び参加・協力を進めます。

主 な 施 策

【適切な森林管理のもと地域の特性に応じた森林づくり】

- 間伐や伐採後の確実な更新などによる多様で健全な森林の整備
- 山地災害防止機能などの増進、水資源や生物多様性の保全に向けた森林の整備・保全

【森林資源の循環利用の推進による林業・木材産業の振興】

- 施業の低コスト化に向けた作業システムの確立
- 地域の森林づくりを担う人材の育成
- 公共建築物や住宅など多様な分野での道産木材の有効利用促進
- 木質バイオマスの熱や発電などエネルギー利用の促進
- 品質や産地の明確な木製品の安定供給と市場の拡大

【木育の理念を基本とした道民との協働による森林づくりの展開】

- 木育を通じた森林づくりや木材利用に対する理解の促進
- 植樹・育樹祭など森林や木材とふれあう機会の充実
- 道民や企業による自発的な森林づくり活動の支援

ウ 水産業

本道の水産業は地域経済を支える基幹産業であり、国内漁業生産量の約4分の1を生産していますが、近年は資源の低下などにより漁獲量が減少傾向にあります。また、漁業就業者の高齢化や減少に加え、日本海地域の漁業生産の低迷など地域間格差の拡大、操業経費の増大など、本道漁業者の経営は総じて厳しい状況で推移しています。

このような状況を踏まえ、国内外に向けて安全・安心な水産物を安定して供給していくため、疲弊した日本海地域をはじめとして資源状況の改善及び持続的利用、漁業経営体とその後継者の育成・確保と漁業経営の安定、厳しい経営環境や社会情勢への対応が可能な強い漁業経営への転換、水域等の環境保全と漁港・漁村の整備を推進するとともに、食育や水産業、漁村に対する道民理解の促進を図ります。

主 な 施 策

【漁業資源の維持増大と栽培漁業の推進】

- 水産資源の適切な管理及び秩序ある利用
- 栽培漁業の推進

【漁業経営体の育成・確保と漁業経営の安定】

- 担い手の育成確保や女性・高齢者の活動の促進
- 安定的な水産業経営の育成
- 協同組合組織の経営の安定

【安全で安心な水産物の供給と国内外での競争力の強化】

- 安全かつ良質な水産物の安定的な供給
- 水産物の競争力の強化

【水域等の環境保全と漁港・漁村の整備の推進】

- 水産資源の生育環境の保全及びその体制整備
- 環境と調和した水産業の展開
- 快適で住みよい漁村の構築
- 活力ある漁村の構築

【食育や水産業・漁村に対する道民理解の促進】

- 道民理解の促進
- 水産業の振興に関する技術の向上

(3) 地場産業の振興

本道の地場産業は、食料品製造業などの地方資源型工業を中心に、地域の経済や雇用に大きな役割を果たしていますが、地場産業を形成する地域中小企業等を取り巻く経済社会環境は、既存市場の成熟化、健康指向や環境配慮など消費者ニーズの多様化、技術革新やグローバル化の進展など目まぐるしく変化しており、近年の長引く景気の低迷とあいまって、依然として厳しい状況に置かれています。

また、地域においては中小・小規模企業の割合が高く、総じて経営基盤が脆弱であることや、技術レベルも低く製品の企画開発力も弱いため、技術力の向上や経営力の強化など、経済社会環境の変化に対応した積極的な取り組みが求められています。

このため、地域の産業支援機関などとの連携を深めるとともに、経済社会環境の変化に対応した付加価値の高い新製品・新技術の研究開発、人材育成、販路開拓の促進や、経営改善への支援、金融の円滑化などに加え、今後成長可能性の高い健康、環境、国際の視点からの産業おこしの取組に対する支援などにより、地場産業の振興を図ります。

主 な 施 策

【ものづくり産業の振興】

- 北海道立総合研究機構、工業技術センター、地域食品加工技術センターによる試験研究、技術指導
- 地域産業のIT化による競争力の強化と道内IT企業の振興
- QCD（品質・コスト・納期）への対応力の強化
- 食関連機械や健康長寿分野への参入促進などによる域内需要の獲得や新たな需要の開拓
- 女性・若年者のものづくり産業への参画に向けた理解の促進
- 食クラスター活動の発展による高付加価値化に向けた取組や専門家のアドバイス、テスト販売やマッチングなどを通じた食品製造業の振興

【社会ニーズ等に対応した産業の創造】

- リサイクル製品等の事業化に向けた研究事業等に対する支援
- 道独自の食品機能性表示制度を活用した商品開発や販売促進
- 市場の成長が期待される新規海外市場への進出支援
- 道内各地域のバイオ資源の活用、新事業等の創出支援

【中小・小規模企業の育成・強化】

- 中小企業応援ファンドや農商工連携ファンドを活用した地域資源の活用や農商工連携による多様な新事業展開の支援
- 環境・健康・国際の視点に立った成長が期待される分野への進出など経済環境の変化に即応する新たな取組みの支援
- 中小企業向け融資制度の充実等による金融の円滑化
- きめ細やかな相談対応等による中小・小規模企業の経営革新、経営改善に向けた取組の支援
- 建設業等が行う新分野進出・新事業展開などの経営革新に向けた取組の支援

(4) 企業の誘致対策

震災以降の企業のリスク分散の動きが活発化する中、本道の自然災害リスクの低さや冷涼な気候、地域の豊富で良質な資源といった、本道の優位性を活かした企業誘致に取り組んでおり、企業立地件数は、リーマンショックの影響を受けた平成 21 年度の 44 件を底に、24 年度は 73 件、25 年度は 84 件、26 年度は 87 件と回復傾向にあります。

今後は、首都圏等との同時被災リスクが少ないといった本道の優位性や、食やエネルギー等の本道が有する多様な強みを活かし、地域特性に応じた企業誘致に積極的に取り組むとともに、誘致企業と道内企業との取引機会の拡大などを促進していく必要があります。

バックアップ拠点構想を踏まえ、冷涼な気候、地域の豊富で良質な食資源、自然災害リスクの低さなどの本道の優位性を活かしながら、本社機能やコールセンターをはじめとするオフィスの移転、生産拠点の誘致などに取り組めます。

また、道内各地域への企業立地に向け、市町村と連携を図りながら、提案型の企業誘致活動の展開や首都圏の IT 関連企業のサテライトオフィス等の誘致などに取り組めます。

主 な 施 策

- 北海道産業振興条例に基づく立地企業への支援
- トップセールス、企業立地セミナーの開催、道外事務所による企業訪問
- 企業立地促進法に基づく支援措置を活用した企業立地の促進
- 誘致研修会やふるさと北海道応援フォーラムの開催
- 道外 IT 関連企業向けフォーラムの開催や地域の空き家等の情報発信によるマッチング

(5) 起業の促進

本道の開業率は、近年概ね2～3%、廃業率は6～7%で推移しており、地域経済の活性化に向け、引き続き、創業の量的拡大や創業間もない事業者に対する経営安定に向けた支援が必要です。

創業の促進は、地域経済の活性化や新たな雇用を生み出す上で大変重要であることから、北海道中小企業総合支援センターをはじめ関係機関と連携を図り、創業に対する融資や補助制度などの活用を促進するとともに、創業間もない事業者に対する個別コンサルティングの実施やクラウドファンディングを活用した創業モデルの創出などに取り組んでおり、引き続き、創業の各段階に応じた総合的な支援に務めていくほか、今後創業の担い手として期待される女性や若者などの創業に向けた支援を推進します。

主 な 施 策

- 中小企業総合支援センターなどの関係機関と連携した相談対応等の実施
- 新商品・新サービスの開発や販路開拓等に要する経費に対する助成
- 女性や若者などの創業に向けた支援

(6) 商業の振興

地域においては、人口減少・高齢化が進む中、道内小売業の事業所数が減少しているほか、来街者の減少による商店街の空き店舗等率は依然として高い水準となっており、地域の暮らしを支える食料品や日用品などを販売する商店等の維持が課題となっています。

地域商業の活性化を図るため、平成24年に北海道地域商業活性化条例を制定し、商店街の活性化計画の策定やにぎわい創出に向けた支援を行うほか、商店街の活性化を担う人材の育成などに取り組んできているところであり、引き続き、人口減少社会の更なる進行を見据え、地域商業の実態に応じた商店街の魅力づくりやにぎわいの再生に向けた自主的な取組を促進します。

主 な 施 策

- 地域商業の実態に応じた自主的な取組の促進
- 商店街の活性化及び魅力ある商店街づくりを促進するための指導事業等への支援
- 大型店などによる地域貢献活動の促進

(7) 観光の振興

本道の観光入込客数は、平成23年度には東日本大震災の影響などにより落ち込みましたが、平成24年度は観光需要が回復基調に転じ、さらに平成25年度以降は景気の回復に伴い国内外の観光需要が引き続き回復基調にあったほか、高速道路の延伸や国内外航空路線の新規就航など交通アクセスの向上などにより、平成26年度は5,377万人となり、過去最高を更新しました。

増加傾向にある訪日外国人来道者数は、平成23年度は落ち込みましたが、平成24年

度以降は国際定期便の新規就航や増便、査証要件の緩和、免税制度の拡充、円安基調の継続などから回復傾向となり、平成 26 年度は 154 万 1,300 人と過去最高を更新し、日本全体の訪日外客数 1,467 万人の約 1 割を占めるなど、今後もさらなる伸びが期待されています。

一方で、個人・グループ旅行の増大やグリーン・ツーリズム、ヘルス・ツーリズムなどの新しい旅行分野や自然観賞、温泉、買い物、食などの旅行目的の多様化が進み、旅行形態が変化していることから、多彩で魅力ある観光地づくりをさらに進め、国内、海外から来道する観光客の拡大による観光消費額の増大を図ることが必要となっています。

また、北海道新幹線の開業効果を道南はもとより全道各地に波及させていく必要があります。

さらに、北海道の優位性を生かすためにも、効果的な情報発信が必要となっており、増大する外国人観光客に向けても、雑誌、SNS、映像等様々なメディアを活用した情報発信などの積極的な宣伝誘致活動も必要となっています。

こうした状況を踏まえ、道では、（公社）北海道観光振興機構と連携を図りながら、地域の資源を生かした魅力ある観光地づくりや満足度の高いサービスの提供により、滞在型の観光地づくりを促進するとともに、道外からの誘客促進、道民の道内旅行の活性化やターゲットを定めた戦略的な海外からの誘客促進など、国内外への効果的な誘客活動により旅行市場の拡大を図る取組を進めていきます。

主 な 施 策

- 地域の資源を生かした競争力ある観光地づくり
- 満足度の高いサービスの提供
- 道外からの誘客促進、道民の道内旅行の活性化
- ターゲットを定めた戦略的な海外からの誘客促進
- 観光振興の基盤強化

(8) 省エネルギーの促進及び新エネルギーの開発・導入

北海道は環境負荷の少ない風力、雪氷、バイオマスなど新エネルギーの豊富な地域であり、道内各地で、地域の自然や産業の特性を活かして、新エネルギーを利用する取組が進められています。特に「バイオマス」は、化石燃料への依存度の高い社会から脱却し、循環型社会の形成や地球温暖化防止などに大きく貢献するものとして期待されています。

新エネルギーは、自然条件に左右され出力が不安定であることや競合するエネルギーと比較してコストが高い状況にあるため、新エネルギー利用設備・機器の効率改善、製造コスト低減のために、本道の産業特性に応じた開発などを促進し、新エネルギーの出力安定性や経済性などの向上を図ることが必要です。

また、地域においては、省エネルギー・新エネルギーの設備費の負担が大きく、費用対効果の検証が難しいことや省エネルギー・新エネルギーを担う企業等が身近にないなど、財政確保、情報支援、人材の確保が課題となっています。

このため、「北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例」及び「同行動計画」並びに「新エネルギー導入拡大に向けた基本方向」に基づく施策を着実に進め、道民、事業者などの省エネルギーの推進や新エネルギーの開発・導入の推進に向けた自主的な取組を促進します。

主 な 施 策

- 省エネルギー・新エネルギーに関する学習の総合的、体系的な推進
- 民間団体等の自発的な活動の促進
- 事業者による開発・導入の促進に資する事業活動支援による関連産業の振興
- 大学や民間の研究開発の推進、成果の普及促進
- 道民、事業者、民間団体、市町村、国との連携強化

(9) 港湾施設の充実

港湾は、貨物や人の流れが集中する交通の結節点であり、四方を海に囲まれ、貨物のほとんどが船舶利用となっている本道にとって、経済の活性化や道民生活に必要な社会基盤であるとともに、災害時には緊急物資などの輸送拠点として重要な役割を担っています。

本道は国内において、経済拠点や大消費地から遠隔地にあることや産業拠点が道内に分散していることなどから、競争力の強化に資する物流ネットワークの形成や充実が求められています。

また、豊かな自然などの魅力ある観光資源を活用したクルーズ船の誘致など、観光による交流人口の拡大や、継続的な物流機能の確保など、災害に備えた港湾機能の向上、モーダルシフトの推進や環境にやさしい港湾なども求められています。

港湾管理者である市・町・管理組合や国、港湾利用者などと連携し、力強い食産業の構築や観光による交流人口の拡大など本道経済を支えるための取組や、災害に強い物流機能の確保など安全・安心な地域の暮らしを支えるための取組、さらには、環境にやさしい港湾の実現に向けた取組などの、効果的な推進を図ります。

主 な 施 策

【国際海上輸送拠点の形成】

- コンテナターミナルや荷役機械、岸壁などの整備の促進
- 外航クルーズの誘致に向けた快適で利便性の高い港湾施設の整備促進

【国内海上輸送拠点の形成】

- 岸壁などの港湾機能の充実やアクセス道路の整備などの促進

【暮らしを支え安全安心な拠点の形成】

- 円滑な船舶の航行や荷役作業などの安全性を確保するための施設整備の促進
- 施設の耐震性の向上や適切な点検・管理および計画的な補修・更新

【環境にやさしい拠点の形成】

- モーダルシフトの推進に向けた二酸化炭素排出量の削減に資する取組の促進
- 循環型社会の実現に向け、循環資源輸送や循環資源を取り扱う埠頭や蔵置の整備の促進などの各種施策の展開

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(1) 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の方針

ア 現状と問題点

本道における交通・情報通信基盤などの社会資本は、計画的な整備が進められてきていますが、高齢化の進行などに伴い、将来の社会資本への投資余力の減少が懸念されています。

また、道内各地域においては、ITを利活用した地域の魅力の発信やコミュニティ活動、医療、教育など、様々な面で地域特性を活かした個性的な取組が見られるようになっていますが、これらの取組はまだ限定的であり、距離と時間の壁を取り払い、大量の情報を効率的に処理し、多くの人々に一斉に伝達・拡散できるITの特性を更に利活用する余地は大きく残されています。

現 状 と 問 題 点

【道路】

- 地域における基幹的な社会基盤としての役割
- 中長期的な視点による「選択と集中」の観点に立った効果的・効率的な施設整備

【交通】

- 広域化に対応した幹線交通ネットワークの形成、交通ネットワーク相互の連携強化
- 地域の日常生活や産業活動に必要な地域交通の確保

【情報化】

- 生活関連サービスや経済活動等へのIT利活用の推進
- 財源不足や人材・ノウハウの不足

【地域間交流】

- 価値観の変化やライフスタイルの多様化への対応

イ 今後の方針

環境との調和を基本に、力強い経済構造の実現と安全・安心で快適な暮らしを支え、海外や国内、道内各地域間の連携と交流を支える総合的な交通ネットワークの形成や、情報化の推進を図ります。

また、過疎地域の自然・文化・歴史・景観といった優れた地域資源を生かし、ゆとりある生活への欲求、自然環境への関心等、都市住民のニーズに応えるため、都市等との地域間交流の促進を図ります。

(2)道路の整備

道路は、産業の振興、住民生活の安定と福祉の向上や地域間交流の促進など、個性豊かな地域社会を形成する上で基幹的な社会基盤として重要な役割を果たしていますが、本道の過疎地域における道道及び市町村道の舗装率、改良率の平均は、いずれも全道平均を下回っており、また、橋梁、トンネルなどの道路施設については、急速に老朽化が進むことが予測されています。

また、都市と地方との地域間格差の是正に向けて、地域間の交流・連携を促進し地域の活力を高める上で、道路網の充実・強化は不可欠ですが、公共事業を取り巻く厳しい状況を背景に、中長期的な視点で、「選択と集中」の観点に立った効果的・効率的な取組が求められています。

このような状況を踏まえ、地域における経済・社会活動の広域化に対応するため、観光施設、インターチェンジなどのアクセス向上など、地域生活を支える幹線道路や日常生活を支える道路の整備を進めるとともに、道路施設の長寿命化計画による戦略的な維持管理・更新を推進します。

これらの取組により、環境と調和し、連携と交流を支える総合的な交通ネットワークの形成を図ります。

整備目標（平成32年度末）

- 安心して暮らせる地域社会の形成や地域経済の活性化を図るため、地域の交流や救急医療施設、観光施設、インターチェンジなどのアクセス向上など、地域生活を支える幹線道路の整備、過疎地域の産業振興や生活の安定、地域間交流を促進するため、緊急に整備を必要とする道路の整備及び、橋梁、トンネルなどの道路施設の長寿命化を推進し、道路施設の保全を図る。
- 冬期間における安全で円滑な道路交通の確保に向け、雪崩、地吹雪対策など防雪事業や凍雪害防止事業などにより関連施設の整備を図るとともに、除雪体制の安定的な維持・確保及び適期且つ柔軟な除排雪が実施できるよう、国、道、市町村相互の連携の強化や、情報伝達の迅速化など道路管理の充実強化を図る。

(3) 農道、林道及び漁港関連道の整備

本道における農道、林道及び漁港関連道は、農畜産物・漁獲物・関連資材の輸送など物流機能のほか、生活・防災上の基盤施設となるなど、地域振興を図る上で重要な役割を果たしています。

このことから、生産機能の活性化や農山漁村の生活環境の改善を図るため、農道、林道、漁港関連道の整備を進めるとともに、既存の道路施設が今後、順次、本格的な更新時期を迎えることから、長寿命化を図るため計画的な補修・更新を推進します。

整備目標（平成32年度末）

【農道】

農業生産の近代化、農畜産物の流通合理化を促進するとともに農村地域の生活環境の改善に資するため、農道網の効率的・効果的な整備を推進する。

【林道】

地球温暖化防止など森林のもつ多面的機能の発揮と木材の安定供給に向けて、効率的・効果的な林道整備を推進するとともに、林業・木材産業の振興等を通じて地域の活性化を図る。

なお、林道の整備に当たっては、野生動植物の生息環境や生態系の保全など生物多様性の保全に配慮した路線計画や工法を多用するとともに、工事コスト縮減や間伐材の利用促進にも留意する。

【漁港関連道】

漁獲物の流通及び漁業資材の輸送の合理化によって漁港機能の充実と漁業生産の近代化を図り、併せて漁村環境の改善を図るため、漁港等へのアクセス道路の整備を推進する。

(4) 多様な交通確保対策

本道における交通基盤の果たす役割は、地域間の連携促進、地域住民の足の確保はもとより、道内産業の活性化や観光の振興を図る上で、以前にも増して大きくなってはいますが、その一方で、人口減少の進行などにより、輸送需要が減少し、経営は厳しく、路線の維持が困難な状況となっています。

このため、北海道新幹線の整備や航空ネットワークの充実などを通じて、本道産業の活性化に重要な役割を担う道内の幹線交通ネットワークの強化に向けた取組を進めるとともに、地域の日常生活を支える地域交通の維持・確保に向けて、地域の実情に応じた公共交通サービスの展開を促進することなどにより、本道の経済活動や安全・安心で快適な暮らしを支える交通ネットワークの形成を図ります。

主な施策

【陸上交通の確保】

- 地域住民の交通手段として必要不可欠な鉄道やバスなどを維持確保するため、国や市町村、交通事業者との役割分担による交通手段の確保
- 集落の維持・活性化に資するコミュニティバス、デマンド交通の導入の促進
- 北海道新幹線の整備促進、新幹線駅との交通ネットワークの充実

【海上交通の確保】

- 海上ネットワークや港湾機能の充実
- 離島住民の生活環境の維持・向上のための離島航路の維持・確保

【航空交通の確保】

- 航空ネットワークの維持・確保や空港機能の充実
- 島民の生活の維持や安全・安心の確保のための離島航空路線の維持・確保

(5) 情報化の推進

全国を上回るスピードで人口減少や少子高齢化が進む中、広大な面積を有し、広域分散型の地域構造を持つ本道においては、住民ニーズの多様化に対応しつつ、どの地域に暮らしても豊かさが実感できるよう、地域づくりへのITの利活用を積極的に進める必要があります。

また、地域の中小企業においては、人材面や費用面等の問題から、大企業と比較してITの利活用が十分進んでいるとはいえ、地域の基幹産業であり、北海道が強みを有する食や観光などの産業分野においては、競争力強化や国内外へのマーケット拡大のため、ITの更なる利活用が求められています。

更に、多くの過疎地域等においては、財源不足や情報化に関する人材・ノウハウ不足等から、道と市町村が連携しながら北海道電子自治体プラットフォーム構想（HARP構想）を推進することにより、効率的な情報化の推進と住民の利便性の向上が求められています。

情報通信基盤については、一定の水準まで整備が進んでいることから、今後この利活用により、地域での課題解決に向けた取組が必要となっています。

このような状況を踏まえ、「いつでも、どこでも、だれでもITの恩恵を実感できる個性と活力に満ちた北海道」をめざし、地域、産業、行政の分野における情報化に加え、これらを支えるための環境づくりという視点から情報化を進めます。

主 な 施 策

【ITを利活用した地域づくり】

- 地域の情報発信やコミュニティの形成・拡大
- テレワークなど多様なライフスタイルを支援する環境づくり
- 教育環境や医療・福祉サービスの充実
- 災害や地域の安全情報の提供

【ITを利活用した産業の活性化】

- IT産業の育成・支援、IT関連産業の立地促進
- 中小企業等のIT化の促進、ITによる地域産業の活性化

【ITを利活用した行政運営の高度化】

- 北海道電子自治体プラットフォーム構想（HARP構想）の推進
- 電子自治体化サポート体制の推進

【情報化推進に向けた環境づくり】

- 携帯電話不感地帯の解消
- 地域・企業ニーズ等に対応した職業能力開発の推進
- 情報通信基盤の整備と老朽化に伴う更新の推進

(6) 地域間交流の促進

時代の変化とともに「もの」の豊かさから「心」の豊かさ、生活のうるおいなど価値観の変化や、それに伴うライフスタイルの多様化が進み、都市では体験できない感動が得られる空間として、地域の自然と人々の営みによって長い時間をかけて醸成されてきた農山漁村の価値が見直されつつあります。

また、都市圏では、環境に恵まれた地方への移住・交流などへの関心が高まっており、一部には、都市住民が中心となって農山漁村の保全に取り組むといった動きも見られるようになっていきます。

このため、自然とふれあう都市と農山漁村との交流、スポーツ・イベントなどを通じた交流、芸術や文化などにふれあう機会を通じての交流、さらには自分にあったスタイルで北海道の生活を体験できる「ちょっと暮らし」など、それぞれの地域の個性に応じた交流を拡大します。

主 な 施 策

- グリーン・ツーリズムやマリノ・ツーリズム、子ども農山漁村交流プロジェクトの推進などによる都市と農山漁村との交流の促進
- 本道の特色を生かしたアウトドア活動の振興や北海道遺産の活用など参加・体験型や滞在・拠点型観光を通じた交流の促進
- 芸術、音楽、舞踏、演劇などの文化交流や文化団体、文化施設などのネットワークづくりの促進
- 農林水産業や農山漁村についての総合的なPR活動の展開
- 移住・交流に関する効果的な情報発信と受入体制の整備
- 青函経済文化圏の形成をめざす青函交流の推進

4 生活環境の整備

(1) 生活環境の整備の方針

ア 現状と問題点

暮らしの場である住まいやまちづくりに対する住民のニーズは、生活水準の向上や安全への関心の高まりなどにより、多様化・高度化しており、こうした経済社会情勢や意識の変化を踏まえ、人にやさしい住まいや環境づくりなど、本道の積雪寒冷な気候・風土に適した豊かさを実感できる生活環境の整備が求められています。

このため、多様なニーズに対応した良質な住まいづくりや地域にふさわしい住みよい生活環境の整備・住み続けたいと思える生活環境の整備を進めることが必要です。

現 状 と 問 題 点

【生活環境施設】

- 生活環境施設の整備水準における地域間格差の是正
- 生活環境に対する住民ニーズの多様化への対応

【水道・下水道処理施設等】

- 大規模自然災害に備えた脆弱性の克服、被災リスクの最小化
- 施設の急速な老朽化に伴う計画的な補修・更新の推進

【消防・救急】

- 地域の実情に応じた消防力の維持・確保
- 救急業務の搬送途上における救命効果の向上

イ 今後の方針

だれもが住みよい北国の生活環境の創出を図るため、下水道やごみ処理施設の計画的な整備・更新や安全で安心な水道水の供給、緑豊かな公園の整備など生活環境施設の整備を促進するとともに、消防・救急体制の充実強化に努めます。

(2) 水道、下水処理施設等の整備

生活水準の向上や安全への関心の高まりなど、経済社会情勢の変化に伴い、生活環境に対するニーズが多様化・高度化しており、また、地域によっては生活環境施設の整備水準に格差が生じている状況にあります。

こうした経済社会情勢の変化や現状を踏まえ、地域の特性や実情に応じた地域にふさわしい住みよい生活環境の整備や防災など暮らしの安全・安心の確保を促進します。

整 備 目 標 （平成 32 年度末）

【水道】

安全で安心な水道水を供給するため、水道未普及地域の解消を推進し、水道普及率の向上を図るとともに、水道水の安定的な供給を確保するため、水道施設の耐震化・老朽化対策等として、その計画的、効率的な更新を促進する。

【汚水処理施設】

生活排水の総合的な対策を図るため、地域の実情に応じて、下水道、農業集落排水処理施設、漁業集落排水処理施設、浄化槽などの効率的・効果的な整備等を推進する。

特に過疎地域においては、広域汚泥処理やし尿の下水道施設等への受入等、各市町村の事業費負担や維持管理費の縮減を図る。

【ごみ処理施設】

廃棄物の減量化やリサイクル、適正処理を推進し、循環型社会の形成に向けた必要な施設整備を促進する。

【し尿処理施設】

くみ取りし尿の減少や浄化槽汚泥の増加が見込まれることから、地域の実情に即して、計画的なし尿処理施設の整備や既存施設の高度化、改良を促進する。

【都市公園等】

レクリエーション空間や安全で身近な自然環境の創出を図る「快適な都市の緑・環境づくり」を推進する。

【公営住宅等】

子どもから高齢者、障がい者まですべての人が安全に安心して暮らせる住まい・環境づくり、誰もが良質な住宅を確保できる仕組みづくり、豊かな自然環境を保全・活用する住まいづくり、まちのにぎわいを創出する住まいづくりを進める。

(3) 消防施設及び救急業務の充実

近年の多発する局地的な災害や高齢化の進展により、消防・救急体制については、住民の安心、安全確保のため、地域の実情に応じた消防力の維持・確保が必要です。特に、救急業務については搬送途上における救命効果の向上を図るため、医療機関と消防機関の連携を強化し、メディカルコントロール体制を充実・強化することが必要です。

多発する自然災害への対応など、消防に対する住民の要請に応えるため、消防施設の整備のほか、災害発生時に初動から対応できる消防団を中核とした地域防災力の充実強化のため、消防団員の確保や装備の充実に努めます。

整 備 目 標 (平成 32 年度末)

- 地域の実情に応じた消防力の整備を促進する。
- 救急業務の高度化のため、メディカルコントロール体制の充実・強化を推進する。
- 地域防災力充実強化のため、消防団員の確保や装備の充実に促進する。

5 高齢者等の保健・福祉の向上及び増進

(1) 高齢者等の保健・福祉の向上及び増進の方針

ア 現状と問題点

高齢化、少子化及び核家族化の進行や共働き世帯の増加などにより、高齢者や障がいのある方、子どもを取り巻く環境が変化する中、地域におけるコミュニティ機能や家庭内での子育てサポート力の低下などを背景として、地域で安心して住み続けたいと思える生活環境の確保や多様な人材の活躍の推進、子どもを生み育てたいという希望をかなえる取組などが求められています。

このような状況を踏まえ、地域の実情に応じた高齢者などを支える仕組みづくりや障がいのある方が働きやすい雇用・就業の確保、住み慣れた地域で安心して子どもを生み育てることができる環境づくりなどが必要です。

現 状 と 問 題 点

【高齢者の福祉】

- 医療や介護を必要とする高齢者、一人暮らし高齢者の増加
- 地域の実情に応じた高齢者を支える仕組みづくり

【児童その他の保健・福祉】

- 未婚化・晩婚化への対応
- 地域特性に応じた子育て支援の充実
- 子どもの安全・安心の確保

イ 今後の方針

だれもが住み慣れた地域の中で、ともに参加し支え合いながら、可能な限り自立して暮らし続けることができる地域社会の形成に向け、高齢者や障がいのある方が地域で自立した生活ができるよう、関係分野が連携し、ニーズに即した、きめ細やかなサービスが総合的・広域的に提供される体制づくりや多様な社会参加を促進する機会の拡大を図るとともに、次世代を担う子どもが健やかに育ち、だれもが安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを進めます。

(2) 高齢者の保健・福祉の向上及び増進を図るための対策

本道においては、全国平均を上回るスピードで高齢化が進行し、いわゆる「団塊の世代」が75歳を迎える平成37年（2025年）には、65歳以上の人口が全国よりも早くピークに達すると見込まれており、介護サービスの提供体制の整備・充実など高齢者の方々が安心して暮らせる地域づくりが求められています。

このため、「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」に基づき、高齢化のピークとなる2025年（平成37年）を見据え、中長期的な視点に立って、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、地域におけるサービス提供基盤の整備や人材の確保をはじめ、地域の医療・介護資源を有効に活用し、在宅医療・介護の連携や認知症施策の推進などに取り組み、地域全体で高齢者の方一人ひとりを支える仕組みづくりを推進します。

主 な 施 策

- 質の高いサービス提供体制の確保
- 地域特性に応じた地域包括ケアシステムの構築
- 高齢者の社会参加の促進
- 介護保険の安定的な運営

(3) その他の保健・福祉の向上及び増進を図るための対策

核家族化や共働き家庭の増加等による家庭や地域における子育て支援機能の低下、少子化や生活様式の変化による子ども同士のふれ合う機会の減少、都市化の進行による遊び場の減少などにより、子どもの健やかな成長が損なわれ、社会の活力が低下するなど、子どもや社会に与える影響が懸念されています。

このため、子ども・子育て支援事業計画に基づき、地域の実情に応じた多様な保育ニーズに対応した保育所や家庭的保育などの保育の受け皿の拡充や様々な働き方に対応した認定こども園の設置促進、保育の量の拡大に伴う、保育士などの人材の育成・確保を図るとともに、地域子育て支援拠点などの子育て支援体制の整備促進を図ります。

また、放課後児童の安全・安心な居場所の確保や健全な育成を図るため、拠点となる児童館の整備とともに、国の放課後子ども総合プランに基づき、学校の余裕教室を活用した放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的または連携した取組を推進します。

さらに、将来、親となる若年者に対する子育て等の理解を促進するなど、社会全体で、安心して子どもを産み育てることができ、かつ、子どもが健やかに成長できる環境づくりを進めます。

主 な 施 策

- 地域の多様な保育ニーズに応じた保育所の整備促進
- 地域の実情に応じた放課後児童クラブ等の整備促進
- 大学生等を対象とした次代の親づくりのための教育の実施及び子育て支援のための教育や意識啓発等の促進

6 医療の確保

(1) 医療の確保の方針

ア 現状と問題点

医療提供体制は、年々充実が図られ、全体的には整備が進められてきていますが、過疎地域と都市部の間で、医療機関や医療従事者の分布に偏りがみられるなど、依然として地域の医療には大きな格差が生じています。

また、どこで暮らしていても地域の医療機関相互の機能分担と連携の下、適切な医療サービスが受けられるよう、プライマリ・ケアを重視した、よりきめ細かな医療提供体制を確立することが求められています。

現 状 と 問 題 点

【無医地区】

- 医療機関までの距離・時間の改善

【特定診療科目】

- 医師の地域偏在や、産婦人科や小児科などの特定の診療科の医師不足

【医療提供体制】

- 医療機関の相互連携と機能分担

イ 今後の方針

地域の中核的な医療機関である地方・地域センター病院等の機能の充実・強化や自治体病院等の広域連携など医療機関相互の連携と機能分担を進め、医師等の確保や定着に関する対策、患者搬送体制の充実・強化を図るなど、住民・患者の視点に立って、良質かつ適切な医療を効率的、継続的に提供する体制を確立します。

(2) 無医地区対策

無医地区については、漸次減少しているものの、無医地区に準じた医療の確保が必要な準無医地区を含めると依然として 100 を越える地区が存在しており、身近なところで適切な医療を受けることが困難であり、医療機関まで遠距離・長時間の通院を余儀なくされています。

このような状況を踏まえ、へき地医療拠点病院の巡回診療により、地域住民の医療を確保するとともに、患者輸送車の整備を促進し、地域に必要な医療の確保を図ります。

(3) 特定診療科目に係る医療確保対策

産婦人科や小児科などの特定診療科目については、医師不足が、極めて深刻な状況になっています。

また、専門的な診療科目での受診を希望する場合、その科目を有する医療機関まで、遠距離・長時間の通院を余儀なくされており、特に産婦人科については、分娩取扱施設

が減少していることから、地域の周産期医療体制の確保が課題となっています。

このような状況を踏まえ、医育大学の地域医療支援センターからの医師派遣、地域医療振興財団におけるドクターバンク事業、医師不足地域に対する緊急臨時的な医師派遣事業の実施、道内医育大学の地域枠入学者を対象とする奨学金制度の実施、医師不足の抜本的な解消のための制度改善に関する国への要望の実施などにより、地域医療を担う医師を確保し、産婦人科など特定診療科目に係る医療の確保を図ります。

(4) 体系的な医療提供体制の整備

医療の高度・専門化が進むにつれ、疾病の発症から在宅療養に至るまでを一人の医師、一つの医療機関で対応することが難しくなっています。

このため、生活習慣病であるがんや脳卒中などの疾患をはじめ、救急医療、周産期医療などの主要な事業ごとに、地域における医療機関の機能分担と相互の連携による医療連携体制を構築し、発症から外来での通院や入院から居宅等へ戻るまでの切れ目のない医療サービスの確保を図るとともに、医療連携体制を構成する医療機関について、道民に対し適切な情報提供を行います。

主 な 施 策

【無医地区対策】

- へき地医療拠点病院による巡回診療の促進
- 患者輸送車・巡回診療車の整備促進

【特定診療科目に係る医療確保対策】

- 医育大学の地域医療支援センターからの医師派遣の促進
- 地域医療振興財団におけるドクターバンク事業の推進
- 医師不足地域に対する緊急臨時的な医師派遣の促進
- 道内医育大学の地域枠入学者を対象とする奨学金制度の実施

【体系的な医療提供体制の整備】

- 医療機関の機能分担と相互の連携による医療連携体制の構築
- 医療連携体制を構成する医療機関の情報提供

7 教育の振興

(1) 教育の振興の方針

ア 現状と問題点

少子化による児童生徒数の減少に伴う学校の小規模化への対応など、へき地・小規模校の教育活動の一層の充実が求められている一方で、各設置者が地域の実情に応じた最適な学校教育の在り方を検討した結果、統合を判断する場合があります。

また、住民の生涯にわたる学習に対する意欲の高まり、スポーツに対するニーズの多様化に応える関連施設の整備や既存施設の有効活用が求められています。

現 状 と 問 題 点

【学校教育・学校施設】

- 人口等の状況にかかわらず、基礎的な学力や健全な心身、望ましい生活習慣を身につけることができる環境づくり
- 学校統合に伴う廃校施設の有効活用

【集会・体育・社会教育施設】

- 生涯にわたる学習意欲やスポーツ志向の高まり、ニーズの高度化・多様化
- 既存施設の有効活用

イ 今後の方針

本道の将来を担う子どもたちが夢と希望にあふれ健やかに成長し、また、すべての道民が生き生きと充実した生活を送ることができるよう、いつでも、どこでも、自らの興味や関心、目的などに応じて、生涯学習活動や文化・スポーツ活動に取り組み、学習や活動の成果を社会の中で生かしていくことができる学習環境づくりを進めます。

(2) 小・中学校の教育施設等の整備

小・中学校の施設については老朽化が進んでいることから、社会環境の変化や教育内容・方法の多様化などを踏まえ、計画的に安全面や機能面の改善を図ることが課題となっています。

また、へき地・小規模校における教育の充実を図るため、デジタル機器を積極的に活用した教育活動を促進する必要があります。

このような状況を踏まえ、学校建物の安全性の確保をはじめ社会状況や教育内容等の変化に対応した計画的な施設の整備を促進します。

主 な 施 策

- 老朽化が進んでいる校舎、屋内運動場などの計画的な整備の促進
- デジタル機器、情報通信ネットワークの整備促進
- 学校図書館、理科教育設備などの整備促進

(3) 集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備

高度化・多様化する学習ニーズに対応するため、北海道の豊かな自然や、科学などに関する学習・体験活動、学習ニーズに応じた情報の提供など、新しい時代にふさわしい生涯学習の拠点として公民館、図書館、博物館などの社会教育施設等の機能の充実やネットワーク化の一層の推進を図っていく必要があります。

道民のスポーツに対する多様なニーズに対応し、各種スポーツ施設は充実してきていますが、地域では、住民が運営の主体となる総合型地域スポーツクラブ等がコミュニティの核となるための活動拠点として各種公共施設の有効活用が求められており、また、全ての人々が安全かつ快適にスポーツを楽しめるユニバーサルデザインに配慮した環境が望まれています。

すべての人が安全かつ快適にスポーツを楽しめる施設の充実に努めるとともに、広域的なスポーツ活動の拠点となる施設について、その地域性や施設の特性を生かし、有効活用されるよう各主体が連携を図ります。

整備目標（平成32年度末）

【集会・社会教育施設】

生涯学習のための中核施設として、公民館、図書館などの社会教育施設の機能を充実し、その効果的な運営を図る。

【体育施設】

年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、すべての人が安全かつ快適にスポーツを楽しむことのできる施設の充実に努める。

8 地域文化の振興等

(1) 地域文化の振興等の方針

ア 現状と問題点

本道は、歴史的な文化や先住のアイヌの人たちによって培われてきた文化が存在し、さらに、全国各地から移り住んできた人たちの文化や諸外国の影響を受けた文化を受け継ぎ、開放的で多様性のある文化が育まれてきました。近年、人びとの生活意識や価値観の多様化などにより、物質的・経済的な豊かさだけでなく、日常の暮らしの中にゆとりや潤いといった「心の豊かさ」が一層求められており、文化に対する関心や期待が高まっていることから、道内の各地域でも個性あふれる文化活動が積極的に行われています。

道民一人ひとりが心の豊かさを実感できる地域社会とするため、優れた自然環境、独自の歴史、多彩な生活様式などに根ざした個性的な地域文化を創造し発展させていくとともに、すべての人が文化を享受することのできる生活文化圏を築いていくことが必要です。

現 状 と 問 題 点

- 開放的で多様性のある文化の継承
- 文化に対する関心や期待の高まり
- 個性的な地域文化の創造

イ 今後の方針

文化の担い手は、一人ひとりの道民であり、道民が自主的に文化活動にかかわることができる環境をつくっていくことを基本に、芸術文化、文化財、生活文化、まちづくり、景観、生活環境、自然環境、産業など広範な分野において、総合的・効果的に文化振興施策を推進します。

(2) 地域文化の振興等に係る施設の整備等

本道の地域文化を創造するためには、文化施設の整備・充実が必要であり、博物館、美術館、図書館、文書館、文学館など、各種の文化施設の機能を高めるとともに、その整備を促進します。

また、地域住民に優れた文化に接する機会を提供するとともに、文化活動を担う人材の育成や地域文化を生かしたまちづくりなどを推進します。

主 な 施 策

- 道民の文化活動の促進
- 芸術鑑賞等広く文化に接する機会の拡充
- 文化活動を担う人材の育成
- 文化交流の促進
- 文化環境の整備及び充実
- 歴史的文化遺産の保存及び活用
- 文化性に配慮したまちづくりの推進

9 集落の整備

(1) 集落整備の方針

ア 現状と問題点

集落は、地域社会の基礎的単位であり、地域住民の日常生活や生産活動を営む上で重要な役割を果たしていますが、比較的規模の大きい基幹的な集落がある一方、小規模集落が数多く散在しています。

平成 25 年に道が実施した調査では、人口減少と高齢化の急速な進行により、住民の半数以上が 65 歳以上である集落は、全体の約 16%を占め、こうした高齢化が進んだ集

落は、10年後には、約65%を占めるものと予想されています。

これらの集落では、就業機会の減少、生活扶助機能の低下、交通手段の不足、空き家の増加、集落行事やイベントの開催が困難になるなどの様々な問題が顕在化しています。

イ 今後の方針

本道における集落対策の指針となる「北海道における集落対策の方向性」に基づき、集落住民の生活向上を図るため、生活環境施設等の整備を促進するとともに、住民と市町村が連携しながら、集落の課題の把握や課題解決に向けた主体的な取組の促進を図ります。

(2)集落整備の対策

人口減少や高齢化の進行に伴い、農林水産業などの地域産業の担い手不足や生産・消費の縮小による地域経済の衰退、地域におけるコミュニティ機能の低下など深刻な問題を抱えており、集落の維持・活性化については、住民自身が集落の現状を知り、集落の問題を自らの課題として認識し、集落の将来像を描いていく必要があります。

このため、住民が主体的に行う集落対策の推進によるコミュニティの維持・活性化をはじめ、高齢者の見守りの仕組みづくり、空き家の利活用、サービスステーション（給油所）の機能の確保や買い物支援などの仕組みづくり、将来的に地域を支えていく「集落支援員」、「地域おこし協力隊」などの人材の確保・育成、集落間連携の促進など、課題解決にむけた取組を進めていきます。

主 な 施 策

- 集落対策の必要性など意識の醸成
- 買い物支援や高齢者支援など地域に必要な施策の実践と効果の検証
- 都市部からの人材の確保を含めた地域を支える人づくり

資 料

○ 資料1 人口の推移

【単位：千人、％】

区分		国勢調査人口										
		S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22
総人口	過疎	3,196	3,007	2,723	2,518	2,448	2,348	2,174	2,061	1,959	1,849	1,720
	増減	—	△ 5.9	△ 9.4	△ 7.5	△ 2.8	△ 4.1	△ 7.4	△ 5.2	△ 4.9	△ 5.6	△ 7.0
	全道	5,039	5,172	5,184	5,338	5,576	5,679	5,644	5,692	5,683	5,628	5,506
	増減	—	2.6	0.2	3.0	4.5	1.8	△ 0.6	0.9	△ 0.2	△ 1.0	△ 2.2
	過/全	63.4	58.1	52.5	47.2	43.9	41.3	38.5	36.2	34.5	32.9	31.2
(年齢階層別内訳)												
0歳～14歳	過疎	1,116	895	710	620	556	488	387	313	261	224	193
	増減	—	△ 19.8	△ 20.7	△ 12.7	△ 10.3	△ 12.2	△ 20.7	△ 19.1	△ 16.6	△ 14.2	△ 13.8
	全道	1,681	1,462	1,309	1,313	1,298	1,218	1,034	899	792	719	657
	増減	—	△ 13.0	△ 10.5	0.3	△ 1.1	△ 6.2	△ 15.1	△ 13.1	△ 11.9	△ 9.2	△ 8.6
	過/全	66.4	61.2	54.2	47.2	42.8	40.1	37.4	34.8	33.0	31.2	29.4
15歳～29歳	過疎	848	791	684	567	495	429	385	358	322	260	209
	増減	—	△ 6.7	△ 13.5	△ 17.1	△ 12.7	△ 13.3	△ 10.3	△ 7.0	△ 10.1	△ 19.3	△ 19.6
	全道	1,432	1,494	1,446	1,355	1,247	1,161	1,164	1,170	1,098	951	812
	増減	—	4.3	△ 3.2	△ 6.3	△ 8.0	△ 6.9	0.3	0.5	△ 6.2	△ 13.4	△ 14.6
	過/全	59.2	52.9	47.3	41.8	39.7	37.0	33.1	30.6	29.3	27.3	25.7
30歳～64歳	過疎	1,092	1,163	1,151	1,126	1,158	1,155	1,079	1,007	932	872	800
	増減	—	6.5	△ 1.0	△ 2.2	2.8	△ 0.3	△ 6.6	△ 6.7	△ 7.4	△ 6.4	△ 8.3
	全道	1,714	1,966	2,130	2,302	2,577	2,749	2,761	2,773	2,735	2,745	2,670
	増減	—	14.7	8.3	8.1	11.9	6.7	0.4	0.4	△ 1.4	0.4	△ 2.7
	過/全	63.7	59.2	54.0	48.9	44.9	42.0	39.1	36.3	34.1	31.8	30.0
65歳以上	過疎	140	157	178	205	239	276	323	384	445	492	518
	増減	—	12.1	13.4	15.2	16.6	15.5	17.0	18.9	15.9	10.6	5.3
	全道	212	249	299	367	452	549	675	845	1,032	1,206	1,358
	増減	—	17.5	20.1	22.7	23.2	21.5	23.0	25.2	22.1	16.9	12.6
	過/全	66.0	63.1	59.5	55.9	52.9	50.3	47.9	45.4	43.1	40.8	38.1

注1)「過疎」は、過疎地域における国勢調査による総人口及び各年齢階層別の人口を示す。

注2)「全道」は、全道における国勢調査による総人口及び各年齢階層別の人口を示す。

注3)「増減」は、各年毎の5年間に於ける人口の増減率(%)を示す。

注4)「過/全」は、全道人口に対する過疎地域人口の割合(%)を示す。

○ 資料2 45年間(又は35年間又は25年間)における人口増減率(全道・過疎地域)

【単位：％】

区分		人口増減率							
		S35～H7	S45～H7	S40～H12	S50～H12	S35～H17	S55～H17	S40～H22	S60～H22
総人口	過疎	△ 35.5	△ 24.3	△ 34.9	△ 22.2	△ 42.1	△ 24.5	△ 42.8	△ 26.7
	全道	13.0	9.8	9.9	6.5	11.7	0.9	6.5	△ 3.0
(年齢階層別内訳)									
0歳～14歳	過疎	△ 72.0	△ 55.9	△ 70.8	△ 57.9	△ 79.9	△ 59.7	△ 78.4	△ 60.5
	全道	△ 46.5	△ 31.3	△ 45.8	△ 39.7	△ 57.2	△ 44.6	△ 55.1	△ 46.1
15歳～29歳	過疎	△ 57.8	△ 47.7	△ 59.3	△ 43.2	△ 69.3	△ 47.5	△ 73.6	△ 51.3
	全道	△ 18.3	△ 19.1	△ 26.5	△ 19.0	△ 33.6	△ 23.7	△ 45.6	△ 30.1
30歳～64歳	過疎	△ 7.8	△ 12.5	△ 19.9	△ 17.2	△ 20.1	△ 24.7	△ 31.2	△ 30.7
	全道	61.8	30.2	39.1	18.8	60.2	6.5	35.8	△ 2.9
65歳以上	過疎	174.3	115.7	183.4	117.1	251.4	105.9	229.9	87.7
	全道	298.6	182.6	314.5	181.2	468.9	166.8	445.4	147.4

注)「過疎」及び「全道」は、過疎地域又は全道における45年間(又は35年間、25年間)の人口の増減率(%)を示す。

○ 資料4 連携地域別人口の推移

【単位：千人、％】

区分	国勢調査人口											
	S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	
道央 広域 連携 地域	過疎	1,298	1,153	1,005	887	845	799	729	689	652	614	564
	増減	—	△ 11.2	△ 12.8	△ 11.7	△ 4.7	△ 5.4	△ 8.8	△ 5.5	△ 5.4	△ 5.8	△ 8.1
	地域	2,463	2,592	2,696	2,887	3,078	3,201	3,268	3,367	3,410	3,432	3,403
	増減	—	△ 5.2	△ 4.0	△ 7.1	△ 6.6	△ 4.0	△ 2.1	△ 3.0	△ 1.3	△ 0.6	△ 0.8
	過/地	52.7	44.5	37.3	30.7	27.5	25.0	22.3	20.5	19.1	17.9	16.6
道南 連携 地域	過疎	531	524	513	515	520	507	477	457	436	415	389
	増減	—	△ 1.3	△ 2.1	0.4	1.0	△ 2.5	△ 5.9	△ 4.2	△ 4.6	△ 4.8	△ 6.3
	地域	587	580	569	575	585	575	546	532	517	496	470
	増減	—	△ 1.2	△ 1.9	1.1	1.7	△ 1.7	△ 5.0	△ 2.6	△ 2.8	△ 4.1	△ 5.2
	過/地	90.5	90.3	90.2	89.6	88.9	88.2	87.4	85.9	84.3	83.7	82.8
道北 連携 地域	過疎	573	548	484	423	401	380	348	325	308	290	271
	増減	—	△ 4.4	△ 11.7	△ 12.6	△ 5.2	△ 5.2	△ 8.4	△ 6.6	△ 5.2	△ 5.8	△ 6.6
	地域	847	851	811	771	781	771	733	713	697	675	647
	増減	—	△ 0.5	△ 4.7	△ 4.9	1.3	△ 1.3	△ 4.9	△ 2.7	△ 2.2	△ 3.2	△ 4.1
	過/地	67.7	64.4	59.7	54.9	51.3	49.3	47.5	45.6	44.2	43.0	41.9
オホ ーツ ク 連携 地域	過疎	296	273	238	215	208	199	187	177	169	159	147
	増減	—	△ 7.8	△ 12.8	△ 9.7	△ 3.3	△ 4.3	△ 6.0	△ 5.3	△ 4.5	△ 5.9	△ 7.5
	地域	425	410	381	366	372	367	353	346	338	325	310
	増減	—	△ 3.5	△ 7.1	△ 3.9	1.6	△ 1.3	△ 3.8	△ 2.0	△ 2.3	△ 3.8	△ 4.6
	過/地	69.6	66.6	62.5	58.7	55.9	54.2	53.0	51.2	50.0	48.9	47.4
十勝 連携 地域	過疎	171	163	143	128	121	116	105	98	93	87	81
	増減	—	△ 4.7	△ 12.3	△ 10.5	△ 5.5	△ 4.1	△ 9.5	△ 6.7	△ 5.1	△ 6.5	△ 6.9
	地域	345	352	344	342	354	362	356	357	358	354	348
	増減	—	△ 2.0	△ 2.3	△ 0.6	3.5	2.3	△ 1.7	0.3	0.3	△ 1.1	△ 1.7
	過/地	49.6	46.3	41.6	37.4	34.2	32.0	29.5	27.5	26.0	24.6	23.3
釧路 ・ 根室 連携 地域	過疎	327	346	340	350	353	347	328	315	301	284	268
	増減	—	△ 5.8	△ 1.7	△ 2.9	△ 0.9	△ 1.7	△ 5.5	△ 4.0	△ 4.4	△ 5.6	△ 5.6
	地域	372	387	383	397	406	403	388	377	363	346	328
	増減	—	△ 4.0	△ 1.0	△ 3.7	△ 2.3	△ 0.7	△ 3.7	△ 2.8	△ 3.7	△ 4.7	△ 5.2
	過/地	87.9	89.4	88.8	88.2	86.9	86.1	84.5	83.6	82.9	82.1	81.7

注1)「過疎」は、連携地域内の過疎地域における国勢調査による総人口及び各年齢階層別の人口を示す。

注2)「地域」は、連携地域内における国勢調査による総人口及び各年齢階層別の人口を示す。

注3)「増減」は、各年毎の5年間に於ける人口の増減率(%)を示す。

注4)「過/地」は、連携地域内人口に対する連携地域内の過疎地域人口の割合(%)を示す。

○ 資料5 45年間(又は35年間又は25年間)における人口増減率(連携地域・過疎地域)

【単位：％】

区分	人口増減率								
	S35~H7	S45~H7	S40~H12	S50~H12	S35~H17	S55~H17	S40~H22	S60~H22	
道央 広域	過疎	△ 46.9	△ 31.4	△ 43.5	△ 26.5	△ 52.7	△ 27.3	△ 51.1	△ 29.4
	地域	36.7	24.9	31.6	18.1	39.3	11.5	31.3	6.3
道南	過疎	△ 13.9	△ 10.9	△ 16.8	△ 15.3	△ 21.8	△ 20.2	△ 25.8	△ 23.3
	地域	△ 9.4	△ 6.5	△ 10.9	△ 10.1	△ 15.5	△ 15.2	△ 19.0	△ 18.3
道北	過疎	△ 43.3	△ 32.9	△ 43.8	△ 27.2	△ 49.4	△ 27.7	△ 50.5	△ 28.7
	地域	△ 15.8	△ 12.1	△ 18.1	△ 9.6	△ 20.3	△ 13.6	△ 24.0	△ 16.1
オホ ーツ ク	過疎	△ 40.2	△ 25.6	△ 38.1	△ 21.4	△ 46.3	△ 23.6	△ 46.2	△ 26.1
	地域	△ 18.6	△ 9.2	△ 17.6	△ 7.7	△ 23.5	△ 12.6	△ 24.4	△ 15.5
十勝	過疎	△ 42.7	△ 31.5	△ 42.9	△ 27.3	△ 49.1	△ 28.1	△ 50.3	△ 30.2
	地域	3.5	3.8	1.7	4.7	2.6	0.0	△ 1.1	△ 3.9
釧路 ・ 根室	過疎	△ 3.7	△ 7.4	△ 13.0	△ 14.0	△ 13.1	△ 19.5	△ 22.5	△ 22.8
	地域	1.3	△ 1.6	△ 6.2	△ 8.6	△ 7.0	△ 14.8	△ 15.2	△ 18.6

注)「過疎」及び「地域」は、過疎地域又は全道における45年間(又は35年間、25年間)の人口の増減率(%)を示す。

○過疎地域市町村一覧

平成27年4月1日現在

連携地域名		連携地域名		連携地域名					
総合振興局・振興局名		総合振興局・振興局名		総合振興局・振興局名					
市町村名		市町村名		市町村名					
道央広域連携地域 (57)	空知【総合】 (22)	道南連携地域 (15)	渡島【総合】 (8)	オホーツク連携地域 (16)	オホーツク【総合】 (16)	夕張市	函館市	北見市【一部】	
						岩見沢市【一部】	松前町	紋別市	
						美唄市	福島町	美幌町	
						芦別市	知内町	津別町	
						赤平市	木古内町	清里町	
						三笠市	森町	小清水町	
						砂川市	八雲町	訓子府町	
						歌志内市	長万部町	置戸町	
			深川市			江差町	佐呂間町		
			奈井江町			上ノ国町	遠軽町		
			上砂川町			厚沢部町	湧別町		
			由仁町			乙部町	滝上町		
			長沼町			奥尻町	興部町		
			栗山町			今金町	西興部村		
			月形町			せたな町	雄武町		
		浦臼町	士別市	大空町					
		新十津川町	名寄市	上士幌町					
		妹背牛町	富良野市	鹿追町					
		秩父別町	鷹栖町	新得町					
		雨竜町	当麻町	清水町					
		北竜町	比布町	更別村					
		沼田町	愛別町	大樹町					
	石狩(2)	上川【総合】 (19)	十勝連携地域 (14)	十勝【総合】 (14)	石狩市【一部】	上川町	大樹町	広尾町	幕別町【一部】
	新篠津村	美瑛町			池田町	豊頃町			
	小樽市	中富良野町			本別町	足寄町			
	島牧村	南富良野町			陸別町	浦幌町			
	寿都町	占冠村			釧路市	厚岸町			
	黒松内町	和寒町			浜中町	標茶町			
	蘭越町	剣淵町			弟子屈町	鶴居村			
	二セコ町	下川町			白糠町	根室市			
	真狩村	美深町			標津町	羅臼町			
	留寿都村	音威子府村			根室(3)				
	喜茂別町	中川町	合計	149団体					
	京極町	幌加内町	※総合振興局・振興局名欄の【総合】は総合振興局						
	共和町	留萌市	※市町村名欄の【一部】は過疎地域とみならず区域を有する市町						
	岩内町	増毛町	※連携地域名の()内は市町村数						
	神恵内村	小平町							
	積丹町	苫前町							
	古平町	羽幌町							
	仁木町	初山別村							
	余市町	遠別町							
	赤井川村	天塩町							
伊達市【一部】	稚内市								
豊浦町	猿払村								
壮瞥町	浜頓別町								
白老町	中頓別町								
厚真町	枝幸町								
洞爺湖町	豊富町								
安平町	礼文町								
むかわ町	利尻町								
日高(7)	利尻富士町								
日高町	幌延町								
平取町									
新冠町									
浦河町									
様似町									
えりも町									
新ひだか町									